

社会福祉法人 光徳子供学園
役員等旅費・報酬等支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光徳子供学園の役員等の旅費及び報酬等の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職の種類)

第2条 役員等の種類は次のとおりとする。

- 一 理 事
- 二 監 事
- 三 評議員
- 四 評議員選任・解任委員
- 五 苦情解決第三者委員

(旅費・費用弁償)

第3条 役員等が命令により旅行したときは、旅費を支給する。支給方法については、光徳子供学園従事職員給与および旅費規程を準用する。

2 理事会、評議員会、監査会、評議員選任・解任委員会、苦情解決第三者委員会等に出席したとき、費用弁償として一律3,000円を支給する。ただし、職員が役員等を兼務している場合には支給しない。

3 前項の他、理事長の命を受けて、法人業務に従事した場合についても、費用弁償として一回3,000円を支給する。この場合にも職員が兼務している場合は支給しない。

4 交通費の実費が3,000円を超える場合には、光徳子供学園従事職員給与および旅費支給規程に準じ、旅費を支給する。この場合、費用弁償は行わない。

(報 酬)

第4条 定款第22条の規定にかかわらず、当分の間、役員等の報酬は支給しない。

附 則 (施行日等)

1 この規程は、平成30年3月24日より施行し、平成29年6月15日から適用する。

2 この規程は、令和6年5月27日に一部改正し、令和6年4月1日より施行する。